

火 発 第 1 号
平成 19 年 4 月 26 日

経済産業大臣 甘利 明 殿

電源開発株式会社
取締役社長 中垣喜彦

石炭火力発電所における貯蔵品棚卸データの改ざんに関する報告について

先般、平成 19 年 3 月 30 日付文書「石炭火力発電所の貯蔵品棚卸データ改ざんに関する報告徵収について（平成 19・03・30 資第 2 号）」にてご指示のありました標記の件につきましては、当該事実関係、改ざんが生じた理由、再発防止策を取り纏めましたので、別添のとおりご報告申し上げます。

弊社と致しましては、今回の事態を真摯に反省致しますとともに、徹底した再発防止策を着実に実施してまいる所存でございますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

<添付書類>

◇石炭火力発電所における貯蔵品棚卸データの改ざんに関する報告 1 式

以 上

石炭火力発電所における
貯蔵品棚卸データの改ざんに関する報告

平成 19 年 4 月 26 日

電源開発株式会社

当社は平成 18 年 11 月 30 日の経済産業省原子力安全・保安院からの「発電設備に係る点検について」の指示に基づき、発電設備に係るデータ改ざん等について点検・調査を行い、平成 19 年 3 月 30 日に報告を行いました。

この報告に、石炭火力発電所の貯蔵品棚卸データの改ざんが含まれており、本件について平成 19 年 3 月 30 日付で経済産業省より、事実関係、改ざんが生じた理由、再発防止策について報告するよう指示を頂いたことを踏まえ、以下の通り報告いたします。なお、本報告内容は全社コンプライアンス委員会（委員長：中垣社長）において審議・承認されております。

当社は、本件が、電気事業法第 34 条及び電気事業会計規則に違反する行為であり、長期間・広範囲にわたり継続したことを真摯に反省し、再発防止に取組む所存あります。

1. 事実関係

① 該当設備

石炭の棚卸データ改ざんが行われていたのは全 7 火力発電所であり、重軽油に係るデータ改ざんは 4 火力発電所(高砂火力、竹原火力、松浦火力、石川石炭火力)で行われていた。

神奈川県	磯子火力発電所(出力 60 万キロワット、貯炭容量 100 千トン)
兵庫県	高砂火力発電所(出力 50 万キロワット、貯炭容量 100 千トン)
広島県	竹原火力発電所(出力 130 万キロワット、貯炭容量 310 千トン)
徳島県	橘湾火力発電所(出力 210 万キロワット、貯炭容量 560 千トン)
長崎県	松島火力発電所(出力 100 万キロワット、貯炭容量 430 千トン)
長崎県	松浦火力発電所(出力 200 万キロワット、貯炭容量 480 千トン)
沖縄県	石川石炭火力発電所(出力 31 万キロワット、貯炭容量 124 千トン)

② 改ざんの期間

以下は各発電所で、石炭の棚卸データ改ざんが行われていたことが書面で確認された期間である。開始時期が不明な地点もあるが、松島火力、松浦火力では、運転開始直後から行われていたことを確認した。

磯子火力	：昭和 50 年～平成 15 年(昭和 42 年運転開始)
高砂火力	：昭和 46 年～平成 15 年(昭和 43 年運転開始)
竹原火力	：昭和 44 年～平成 17 年(昭和 42 年運転開始)
橘湾火力	：平成 12 年～平成 14 年(平成 12 年運転開始)
松島火力	：昭和 56 年～平成 16 年(昭和 56 年運転開始)
松浦火力	：平成 2 年～平成 17 年(平成 2 年運転開始)
石川石炭火力	：昭和 63 年～平成 16 年(昭和 61 年運転開始)

* 重軽油については、竹原が平成 17 年度まで改ざん、他の 3 地点は平成 15 年度までに是正している。

③ 改ざん是正が一部発電所にとどまったく経緯

平成 16 年 7 ~ 8 月にコンプライアンス推進活動の一環として実施した無記名アンケートの中で反コンプライアンス事案を質問したところ、「石炭棚卸データ」の指摘があり、アンケートを実施した審査室(当時)は、火力事業部(当時)に、事実関係の調査と改ざんが継続している場合の是正を要請した。

火力事業部は、各発電所に口頭により是正を指導したものの、松浦火力および竹原火力は、改ざん数量が大きく対外説明や決算への影響等の懸念から是正を躊躇したため、両発電所では平成 17 年度にも改ざんが継続した。

審査室は火力事業部から、改ざんの事実および是正する旨の説明を受け、この問題は是正されるものと受止め、それ以降の調査を行なわなかつた。

また、同年 12 月に開催されたコンプライアンス対策委員会において、前述のアンケート調査結果についても審査室から報告が行われ、「石炭棚卸データ」については、アンケート回答があった他の反コンプライアンス事案と合わせ件名のみが紹介された。審査室では、既に「石炭棚卸データ」については前述のとおり是正されているとの理解があつたことから、反コンプライアンス状態にはないものと判断し調査を終了するとともに、以降のコンプライアンス対策委員会への報告は行われず、コンプライアンス対策委員会も追加の報告を求めなかつた。

④ 改ざん手法

いずれの発電所でも石炭について、受払台帳数値と実地棚卸数値との差異を、電気事業会計規則が補正を必要としない範囲(年間受扱い量の 0.1% または棚卸値の 2%)以内に収める形で行なわれており、重軽油も同様の手法である。実地棚卸の手法の違いにより、具体的な改ざん手法は以下の 2 通りとなる。

[体積・密度測量による棚卸：高砂、竹原、松島、松浦]

燃料担当者が、測量業者に対して、体積測量データの改ざんを指示し、提出させている。

[サイロ内の循環払出し計量による棚卸：磯子、橘湾、石川]

燃料担当者が出力帳票を別途作成し、数値を改ざん。

⑤ 改ざん数量と影響金額

平成 17 年度末での松浦火力と竹原火力の改ざん数値とその会計上の影響は下記の通り。石炭量では約 6.8 万トンを過少に改ざんし、重軽油含めた経常利益影響としては約 507 百万円が過少に計上された結果となつてゐる。

なお、橘湾火力については、平成 12~14 年度に改ざんを行なつたとの証言があるが、改ざん数値のデータは残っていない。

	改ざん量	期末残高	貯蔵品評価差額
石炭	67,745トン	1,505,964トン	510百万円
重油	△ 178kl	31,694kl	△ 5百万円
軽油	67kl	13,710kl	3百万円
合 計			507百万円

* 平成 17 年度の石炭受扱い量は約 4,200 万トン

なお、平成 18 年度については、棚卸データを適正に取り扱ったことを確認しており、平成 17 年度までの改ざんによる収支影響は、会計上の「重要性」はないことから、平成 18 年度決算において、過年度一括修正として適切に処理する。

2. 改ざんが生じた理由

改ざんが生じ継続してきた理由は以下の通りである。

- ① 石炭計量においては日々の受扱量計測に誤差が生じ易く、年1回の実地棚卸の数値との間で乖離が生じた場合、その原因確定が实际上困難なことが、改ざんの背景となっている。
- ② こうした背景の下、改ざんを行なった理由は約 40 年間の長い経緯の中で変遷しているが、昭和 40 年代から昭和 50 年代前半では、発電所の熱効率が設計値内に収まっている前提で石炭消費量を計上している。
- ③ 結果として、受扱台帳数値と実地棚卸数値の乖離の原因の解明がより困難となり、会計検査院等への対外説明を回避するため、乖離数量を電気事業会計規則が「補正を要しない」とする許容範囲に収めたものと推測する。
- ④ このような経緯を経た後の昭和 50 年代後半以降は、元々、数値乖離の原因確定が困難なことから、この改ざん手法が既成事実化し新規運転開始発電所にも伝播してきた。
- ⑤ 本件の関係者も、約 40 年の経緯の中で変遷しているが、証言から最大限の範囲を捉えると、各発電所とも、改ざんの事実を所長レベルまで認識した上で本店の燃料部門に報告、本店燃料部門の担当者も各地点で改ざんが行われていることを認識していたことが確認されている。
- ⑥ なお、各地点から本店への報告では、会計規則の許容範囲内に改ざんされているが、本店燃料部門は許容範囲内の差異も会計上の補正手続きを行なっている。

このような経緯の中で、平成 16 年のアンケートに端を発する是正機会を十分活かすことが出来ず、一部発電所で改ざんが継続したことについて、反省点として、火力事業部と一部の火力発電所が「是正の先送り」を判断する等コンプライアンス意識に欠けていたこと、審査室が事実関係の把握や是正状況のチェックを徹底しなかったこと、加えてコンプライアンス対策委員会が「確認中」との報告を受けながら、その後の確認を行なわなかったこと、が挙げられる。

3. 再発防止策

当社は今回の発電設備点検により、本件も含め多くの法令違反事案が判明したことを真摯に反省し、「企業風土・社員気質」「内部統制システム」「コンプライアンス推進」の観点から、グループ全体として再発防止対策に取組んでいるところであるが、本件についても上記の事実関係、改ざん理由を踏まえ、以下の具体策に取組んでいく。

① 棚卸手法の改革（内部統制としての業務プロセス明確化、平成19年度棚卸より実施）

[体積・密度測量による棚卸：高砂、竹原、松島、松浦]

- ・ 本店燃料部門が、測量会社から体積計算書を受領。
- ・ 各発電所は、密度測定データを本店燃料部門に送付。
- ・ 本店燃料部門は、体積計算書と密度測定データを本店決算部門に送付。
- ・ 本店燃料部門は、密度測定データを受領した時点で各発電所に体積計算書を送付。
- ・ 各発電所は、体積計算書及び密度測定データ並びに品質分析データにより、棚卸結果報告書を作成し所内稟議（決算部門含む）の上、本店燃料部門に報告。
- ・ 本店燃料部門は、棚卸結果報告と各データを照合し確認。

[サイロ内の循環払出し計量による棚卸：磯子、橘湾、石川]

- ・ 各発電所は、循環計量日の翌日に計量器からの出力帳票を本店燃料部門にFAXで送付。
- ・ 本店燃料部門は、出力帳票を本店決算部門に送付。
- ・ 各発電所は、棚卸結果報告書を作成し所内稟議（決算部門含む）の上、本店燃料部門に報告。
- ・ 本店燃料部門は、各発電所から受領した棚卸結果報告書に添付された出力帳票と、FAXで送付された出力帳票を照合し確認。

② チェック体制の改革（内部統制としてのチェック体制：平成19年度棚卸より実施）

- ・ 本店燃料部門は、発電所から棚卸結果報告書を受領した時は、部長まで稟議の上、本店決算部門に回付する。
- ・ 本店決算部門と火力発電所決算部門は稟議にあたっては、一次データとの照合確認を行なう。
- ・ 決算部門および内部監査部門は、定期的に上記①の棚卸業務プロセスを監査する。
- ・ その際に、測量業者の協力を得て、測量業者側の保存データもチェックする。

③ 社員研修・教育（企業風土・社員気質の改革：平成19年5月より実施）

- ・ 火力発電所管理職・燃料担当者に対する、コンプライアンス、電気事業会計規則、財務諸表の重要性等の研修
- ・ 燃料業務における、受払台帳数値と実地棚卸数値に乖離が生じた際の全社統一の原因解明マニュアルの策定と周知

- ・ 役員・管理職を対象に「企業理念・企業行動規範・コンプライアンス行動指針の遵守に関する宣誓書（仮称）」の提出
- ・ ルールの遵守を最優先とする職場の雰囲気作りのため、各種会議でのコンプライアンス・倫理の向上・徹底、コンプライアンスに関する研修、出張相談等の実施

④ コンプライアンス推進体制の整備

- ・ コンプライアンス委員会の整備(規程・要綱の改訂含む)
(平成 19 年 7 月より実施、弁護士参加は実施済み)

現在のコンプライアンス委員会は、反コンプライアンス事案が発生した場合の迅速な対応を目的に設置されたコンプライアンス対策委員会を、平成 17 年 6 月に、コンプライアンス推進方策の統括会議体としての機能を加え、規程改訂の上改組したものであるが、反コンプライアンス事案が指摘される、あるいは発生した際の事実関係調査、原因究明、是正措置の確認の具体的プロセスが定められていなかったことから、今回の多くの法令違反事案を踏まえ、以下の整備を図る。

- i 社長直結を確保しつつ、機動性の観点からの担当役員の充実
- ii 委員会への弁護士参加による客觀性確保
- iii 機関別コンプライアンス委員会を全社コンプライアンス委員会の傘下に位置づけ、全社委員会が監督・指導強化
- iv コンプライアンス委員会のもとで、当該事案の担当当該部門ではなく委員会事務局が、迅速且つ客觀的に事実関係を調査し、原因を究明する機動的な体制の整備
- v 実施した是正措置について委員会事務局による確認のマニュアルの制定とその徹底
- ・ コンプライアンス窓口機能の強化（平成 19 年 10 月より実施）
 - 窓口の複数化による利用環境の整備
 - コンプライアンスアンケートの定期化による問題案件の吸い上げ
 - 指摘事項に対する、事実解明と法令違反が確認された場合は正マニュアルの制定
- ・ データベース化での反コンプライアンス事案の共有化（平成 19 年 7 月より実施）
- ・ 内部監査部門による一連の対策の実施状況チェック（平成 19 年度監査より実施）
- ・ 特に、会計に関わる事項について本店決算部門から日常の業務処理を通じたチェックおよび指導の徹底（平成 19 年 5 月より実施）

上記の取組みを早期かつ確実に実施することで、過去の悪弊を断ち切り、再発を許さない仕組みの構築に取組んでいく。

以上